

松山市建築物への木材利用の促進に関する方針

令和 4 年 9 月 30 日
松山市

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、木材利用促進本部が定める建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和 3 年 10 月 1 日木材利用促進本部決定。以下「国基本方針」という。）及び法第 11 条第 1 項の規定に基づき愛媛県が定める「建築物における木材の利用の促進に関する方針」（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 林第 916 号。以下「県方針」という。）に即し、法第 12 条第 1 項の規定に基づいて松山市区域内の建築物への木材利用の促進に関する方針（以下「市方針」という。）を定めるものである。

第 1 建築物への木材利用の促進の意義及び基本的方向

1 木材利用の促進の意義

森林は、国土の保全、水源かん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、市民生活及び経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、県産材（県内で生産された木材をいう。以下同じ。）の利用を一層促進することは、林業・木材産業の持続性を高めるとともに、森林の適正な整備を通じて、森林の有する多面的な機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域経済の活性化にも資するものである。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少ないこと、木材は再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、県産材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

こうした中、平成 22 年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定されて、公共建築物の木造化や内装等の木質化が進められてきた。

近年は、強度等に優れた建築用木材である C L T（直交集成板）や木質耐火部材等に関する技術開発や実用化、木造建築構法や防耐火性能等の技術革新がなされるとともに、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築基準の合理化等により、中高層建築物の木造化や木材が見える「あらわし」での木材利用がしやすくなるなど、建築物に木材を利用できる環境が整いつつあり、民間建築物でも先導的な取組として中高層木造建築物等が建築されるようになってきている。

このような状況から、公共建築物のみならず、これまで木材利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含め建築物全体で木材利用を促進していくことは、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、都市等での快適な生活空間の形成、地域経済の活性化等に大きく貢献することが期待される。

2 木材利用の促進の基本的方向

(1) 木材利用の促進に向けた各主体の取組

①市による取組

市は、法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、区域内の公共建築物への木材利用の促進はもとより、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物への木材利用の促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求められる。

このため、市は、積極的に市方針に基づき、その整備する公共建築物への木材利用の促進に取り組むほか、民間建築物についても木材利用が促進されるよう、県の施策に準じて、木造建築物の普及、木材利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築物木材利用促進協定制度の周知等に取り組むものとする。

加えて、県等との連携を緊密にし、市が単独で実施するものも含め、公共建築物の整備に関する情報を提供するなど、木材利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

②事業者による取組

建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、国基本方針、県方針及び市方針を踏まえ、法第6条の規定に基づき、その事業活動に関して、木材利用の促進に自ら努めるとともに、国、県及び市が実施する木材利用の促進に関する施策に協力しつつ、建築物への木材利用の促進に協力するよう努めるものとする。

③市民による取組

市民は、法第7条の規定を踏まえ、木材利用の促進に自ら努めるとともに、国、県及び市が実施する木材利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(2) 関係者相互の連携及び協力

国、県、市、建築物を整備する事業者等、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、(1)の各主体の取組の実施に当たり、国基本方針、県方針及び市方針に基づき、法第8条の規定を踏まえ、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第2 建築物への木材利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 住宅への木材利用の促進

市は、法第14条にのっとり、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅を建築する者に対し、住宅の設計に関する情報の提供や建築の担い手の育成等に努めるものとする。

2 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定の周知

市は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物への木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

(2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

市は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、国基本方針、県方針及び市方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

市が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するものとする。

3 公共建築物への木材利用の促進

(1) 木材利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材利用を促進すべき公共建築物は、市内に整備される法第2条第2項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

①市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、市の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舍等が含まれる。

②市以外の者が整備する①に準ずる建築物

市以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる建築物等が含まれる。

(2) 公共建築物への木材利用促進のための施策の具体的方向

公共建築物は、広く市民一般の利用に供するものであることから、木材利用の促進を通じ、これらの公共建築物を利用する多くの市民に対して、木と触れ合い、木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能である。そのため、市が整備する公共建築物に、率先してCLTや木質耐火部材等を含む木材利用に努め、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行うことにより、木材の特性や利用促進の意義について市民の理解の醸成を効果的に図ることができる。

また、公共建築物に率先して木材利用を図ることにより、公共建築物以外の建築物への木材利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材利用の拡大といった波及効果も期待できる。

こうしたことから、公共建築物について、率先して木造化及び内装等の木質化を促進するものとする。また、建築用木材の利用はもとより、建築用木材以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材利用も併せてその促進を図るものとする。

具体的には、建築材料としての木材利用促進の観点からは、(3)の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

さらに、建築用木材以外についても、公共建築物で使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用促進を図るほか、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の

必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

（３）積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備については、平成 22 年の法施行以降、一部を除く低層の公共建築物を対象として積極的に木造化を促進してきたところであるが、今般、脱炭素社会の実現等に向けて一層の木材利用を促すため、公共建築物の整備には、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、計画時点で、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、（１）の木材利用を促進すべき公共建築物で、積極的に木造化を推進するものとする。

なお、その際、木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む。）とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を推進するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、刑務所等の収容施設、治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用し、保安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設等のほか、博物館内の文化財を収蔵し又は展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。また、この判断は、施設を構成する個々の建築物に対してなされるものとし、施設全体としては木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断される機能等を求められる場合であっても、施設内の当該機能等を求められない建築物については木造化を促進する対象とする。なお、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物の構造は、その文化的価値を損なうことのないよう判断するものとする。

４ 規制の在り方の検討等

平成 27 年 6 月に施行された建築基準法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 54 号）により、3 階建ての木造の学校や延べ面積 3,000 平方メートルを超える木造建築物等について、一定の防火措置を行うことで木材が見える「あらわし」で設計が可能となった。

さらに、令和元年 6 月に施行された建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）により、4 階建て以上の中高層建築物についても一定の防火措置を行うことで木材が見える「あらわし」で設計が可能となった。

また、平成 28 年 3 月には、CLT を指定建築材料へ位置付けるとともに、構造計算に用いる基準強度等を定める告示改正を行い、平成 28 年 4 月には CLT に関する建築基準法に基づく告示（一般的な設計方法）が公布・施行されたことにより、一般的な CLT パネル工法による建築物については国土交通大臣による個別の認定が不要となり通常の建築確認手続で建築できるようになった。さらに、平成 28 年 3 月には準耐火構造の仕様を追加する告示改正を行うことで、CLT 等の面材を燃えしろ設計で利用できるようになった。平成 29 年 9 月には、枠組壁工法に係る改正告示が公布・施行され、告示に基づく構造計算を行うことで枠組壁工法の床板及び屋根板に CLT を用いることが可能となり、その後、平成 31 年 3 月には、構造計算に用いる基準強度に係る改正告示が施行され、CLT の樹種について従来のスギより強度のあるヒノキ、カラマツ等の基準強度が定められ、樹種の強度に応じた設計が可能となった。

引き続き、安全性を確認した上で、中大規模建築物等に木材利用を促進するため、建築基準の更なる合理化等に取り組んでいくものとする。

5 木材利用の促進の啓発と市民運動

市は、県及び関係団体と連携し、市民の目に触れる機会の多い公共建築物への木材利用の促進を図るとともに、ホームページやパンフレット等での先導的な木造建築物の事例紹介等により、木材利用の効果について積極的に市民へ普及啓発を行う。

また、建築物への木材利用について広く市民の関心と理解を深めるため、特に、木材利用促進の日及び木材利用促進月間には、県及び経済界を含む事業者関連団体等とも連携し、木材利用に関する関連イベントや、ホームページ等の各種媒体を用いた情報発信等の事業を重点的かつ広範囲に実施することにより、市民運動としての木材利用促進に取り組むものとする。

第3 市が整備する公共建築物への木材利用の目標

市は、その整備する公共建築物のうち、第2の3（3）の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、原則として全て木造化を図ることとする。

また、市は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、直接市民が利用する機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。

なお、木造化や内装等の木質化に当たっては、技術開発の進捗や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、製材等のほか、CLTや木質耐火部材等の活用、部材単位の木造化等の技術の活用を検討し、利用促進を図ることとする。

加えて、市は、その整備する全ての公共建築物で、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を推進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質ペレットを使用したストーブなど、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

なお、市がその整備する公共建築物で利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、全てのものをグリーン購入法第6条第1項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすことを目標とする。

第4 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

建築物への木材利用を促進するためには、その材料となる建築用木材が適切かつ安定的に供給されることが重要となる。また、比較的大規模なものが含まれる公共建築物で木材利用の促進を図るためには、柱と柱の間隔（スパン）が長い、天井が高いといった構造的特性に対応した長尺・大断面の木材や、CLT、木質耐火部材等の建築用材が、適切かつ安定的に供給される必要がある。

このため、森林所有者、林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有、木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、建築物整備での木材利用の動向やニーズに応じた木材の適切な供給のための木材製造の高度化及び流通の合理化、合法伐採木材等の供給体制の整備等に取り組むなど、法第6条の規定にのっとり、木材利用が促進されるように木材の適切かつ安

定的な供給に努めるものとする。

第5 その他建築物への木材利用の促進に関する事項

市方針の推進体制については、以下のとおりとする。

- 1 本市の所管に属する公共建築物の木材利用の促進に向けた関係部局間の連絡・調整等を円滑に行うため、松山市建築物木材利用促進連絡会議を設置するものとする。
- 2 松山市建築物木材利用促進連絡会議は、この市方針に基づき市が整備する公共建築物での木材利用の状況を、毎年取りまとめるものとする。

附 則

この市方針は、平成24年3月23日から適用する。

この市方針は、令和2年12月11日から適用する。

この市方針は、令和4年9月30日から適用する。